

Title	九世紀における東アジア海域と海商：徐公直と徐公祐
Author	山崎, 覚士
Citation	人文研究. 58 卷, p.227-246.
Issue Date	2007-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	富田和暁教授：毛利正守教授：山崎弘行教授：松村國隆教授：小林標教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

九世紀における東アジア海域と海商 —— 徐公直と徐公祐 ——

山崎 覚 士

空海の書簡集である『高野雜筆集』に、空海とは直接にゆかりのない渡日唐僧義空への書簡が末尾に混入していることはつとに知られてい
る。しかしながら、その書簡には紀年を欠くものがほとんどであり、その利用に慎重にならざるを得ず、結果として詳細な分析・研究が未だ
進んでいないのが現状である。そこで本稿では、その書簡を分析し、紀年を可能な限り明らかにした。そのことよって、実に様々な史実が
判明する。そのうち具体的には書簡に登場する浙東地域の婺州出身と思われる徐公直・徐公祐兄弟の活動を追ってみた。そうした結果、九世
紀における日本大宰府鴻臚館での唐商到来及びその規制や交易方法などの対応、また日唐間を交易した浙東海商の動態が把握されることとな
る。この浙東海商はもともと両浙地域の山間盆地部出身だが、のちに沿海の都市へと移住し、海上交易に携わったと見られる。以上を通じて、
当該期において東アジア海域に両浙地域が組み込まれていき、当地で活動する海上商人や僧侶、さらには刺史といった在地の公的権力者との
互酬関係が生み出されていったことを論じてみたい。

I はじめに

日中間の国際交流として華やかさを伝える遣唐使は、八三八年にお
ける承和年間の遣唐使派遣を実質的な最後とし、八九四年に左大臣菅
原道真の建言で廃止となった。唐への公的使節廃止という日本側では
一つの画期と見られるこの九世紀では、しかしながら交流そのものが
途絶えたわけではなく、新羅や唐・渤海の海商による盛んな交易活動
が見られた¹⁾。また近日、日本朝廷の遣唐使という公的使節の廃止から
貴族の私貿易の展開という通説²⁾に対し、山内晋次氏は宋代にいたって

も日本側では海上交流・交易に関して一定の政治秩序・国家規制が働
いていたと主張している³⁾。このように、九・十世紀において日本側で
は確かに公的使節の中国への派遣は廃止されたが、代わって僧侶など
によって使節の代替がおこなわれたり、対中国交易における朝廷の管
理⁴⁾下⁵⁾にありつつ、盛んな交易活動が見られたことが現在明らかにされ
ている。

ならば、中国側ではどうか。唐後半期、特に九世紀を境に中国の東
沿岸部において、海上交易に関して大きな変動が見られた⁶⁾。九世紀半
ばごろには、東アジア海域の北部、特に揚子江以北から山東半島、遼
東半島を経て朝鮮半島にいたる海域で、新羅人が交易の主導権を握っ

ていたとされ、ついには莞島清海鎮を拠点に海上に勢力を張った張保臯のような人物が生まれるにいたった。また、東南アジア海域から波斯・大食人などが廣州を一つの交易センターとしながら、沿岸部を北上して揚州にいたり、居留区を形成していたとされる。これら二つの交易圏は揚州を結節点として互いに連結していた。ところで八・九世紀にかけて、揚子江河口域から南の錢塘江河口域に及ぶ浙西地域の濱海部では沙漲現象が確認されている。海域に流れる長江・吳淞江・錢塘江等の河口部では土砂淤塞と堆積が進行していたのであり、こうした自然環境の変化に応じて国際交易港としての揚州も退色せざるを得なかった。そうして国際交易の場は揚子江河口域から錢塘江河口域へと南下し、以後吳越国や北宋の市舶司体制・南宋の首畿時代を経ることになる。

上記の両交易圏も九世紀半ばころから、揚子江河口域から錢塘江河口域にて連結するようになり大きな転換点とみなすことができるが、この時期のもう一つの特徴として、中国海商、特に浙東地域出身者による渡海貿易が見られるようになった。それは、それまでの新羅海商などの交易に中国海商が参画する形で達成された。国際交易の窓口の南下に伴い、あわせて錢塘江南岸の浙東地域の商人が海上交易に乗り出すようになったのである。また同時期に日本の大宰府において、そうした東アジア海域の情勢に連動して、鴻臚館交易や唐物使の大宰府への派遣等の新局面を迎えるようになる。本稿で扱おうとする徐公直なる人物も、その歴史的役割を演じた浙東地域の商人の一例と見られる。

徐公直は円珍の入唐に際し、蘇州で病に倒れた円珍を手厚く看病し、また『高野雜筆集』末尾に混入された唐僧義空宛の書函群にその名が見られることは夙に指摘されている。特に後者について内閣文庫所蔵本を底本に校勘し内容を紹介されたのは高木神元氏であった。ところで、内閣文庫本は高木氏も指摘されるごとく、巻下の奥書に「本云、承安元年六月八日於理趣院書寫了 範臬本也 一交了」とあり、その脇に同筆の朱書で「以梅尾山賢首院本書寫了」と記されていることから、理趣院本を底本として梅尾賢首院にて書寫したものであった。その内閣文庫本の底本であった理趣院本は現在、重要文化財の指定を受け、大谷大学博物館に所蔵され、デジタル・アーカイブスとして一般公開されている。その奥書を見れば、「承安元年六月八日於理趣院書寫了 範臬本也 一交了」(墨筆)とあることよって内閣本の底本であることが確認されているから、大谷本は承安元年(一一七一)に範臬が山科観修寺理趣院にて書寫したものである。大谷本とそれに基づく内閣本を比較すると、字の相違がまま見られる。ゆえに義空宛書函は内閣本より大谷本を底本とするのがよいであろう。本稿では大谷本を底本、高木氏の点校を参考として利用する。

高木氏の整理に基づきこの書函群を分析した研究も数編出ているが、その書函の紀年が不明であるために、十分な史料分析やそれに基づく利用がなされていない。まずはこれら書函群についてより詳細な分析を進める必要がある。本稿では徐公直の書函群に対する分析を行い、その結果をもとに、中国海商の動態を把握し、転換の過渡にあった九

世紀半ばにおける東アジア海域と両浙地域で活動した海商の歴史的諸相を捕捉してみたい。

II 義空書函群の分析

義空宛書函群は都合十八通確認されている。義空は、入唐僧惠尊の招聘に応じて来日した塩田官霊池寺の僧であり、これら書函群は日本に滞在した当時に義空へ宛てた書函である。ここで、これまでの研究によってこの書函群より明らかとなっている点を特に徐公直との関連にのみ限って整理しておこう。なお、書函に関して再録すれば煩瑣となるから、本稿では高木氏論文にふる番号を用い、随時書面内容を用いるにとどめ、書面の全容については高木氏論文を参考にされたい。唐僧義空は、入唐僧惠尊の要請によって八四七年（承和十四・大中元）七月八日に来日した。その様子を『元亨釈書』巻六、唐国義空伝は、

皇帝（仁明天皇）賚錫甚渥、太后（嵯峨太皇太后）創檀林寺居焉。時時間道、官僚得指受者多。中散大夫藤公兄弟其選也。

と伝えている。その義空に宛てられた書函は正確には十七通（ほかに一通は宛名を欠く）で、惠尊か徐公直によって大中年間（八四七〜八五九年）に日本へともたらされたものであった。内訳は①徐公直から義空へ（五月二十七日）、②徐公直から義空・道昉へ（五月二十七日）、③徐公直から義空へ（九月十一日）、④唐僧雲叙から義空へ（大中三年六

月七日）、⑤日本僧真寂から義空へ（九月十三日）、⑥李隣から義空へ（四月三日）、⑦唐僧志円から義空へ（三月二十九日）、⑧唐僧趙度から義空へ（五月二十七日）、⑨唐僧趙度から義空へ（五月二十七日）、⑩唐僧法満から義空へ（月日欠）、⑪唐僧無無から義空へ（十月十四日）、⑫廖公著から某（宛名欠）へ（九月十四日）、⑬徐公直から義空へ（大中六年五月二日）、⑭徐公直から義空へ（閏十一月二十四日）、⑮徐公直から義空へ（十月十五日）、⑯徐公直から義空へ（六月三〇日）、⑰徐公直から甥の胡婆へ（六月三〇日）、⑱徐公直から義空へ（十月二日）、となっている。

このうち、年次の記されているのは④の大中三年（八四九）六月七日、⑩の大中六年（八五二）五月二二日のみである。しかし①の五月二十七日付の書函は、書面に「淮南崔僕射及太原王司徒」とあって、その肩書きより判断して、これが崔暉・王宰のことであり、この二人が同時期に官位にあったのは大中三年であるので、この書函も同年のものである。また⑪無無からの書函には「徐州節度使李尚書」とあり、これは徐州節度使李廓のことであるから、やはり在職年次から考えて大中二年（八四八）十月十四日のものである。⑭については月日が閏十一月二十四日とあって、中国暦の大中三年に閏十一月を設けている（日本では同じ八四九年の嘉祥二年に閏十二月を設けている）。

以上の成果に基づいて時系列に並べてみると、

- ①大中二年（八四八）十月十四日
- ②大中二年（八四八）十月十四日
- ③大中三年（八四九）五月二十七日

④大中三年（八四九）六月七日

⑤大中三年（八四九）閏十一月二四日

⑥大中六年（八五二）五月二二日

となる。ここから大中三年グループと大中六年とに区分することがま
ず可能となる。

そこでまず、大中六年（八五二）五月二二日付徐公直書函⑦から分
析してみよう。書面には、

不頂謁来、累経数歳、白舎弟廻日、忽奉^{マツ}芳音、頓解思心、无為
所喻、；自往年舎弟随曹禪東行、達於彼国、常蒙恩煦、；

大中六年五月廿二日蘇州衙前散将徐公直状上

義空和尚法前

越綾一疋、；

とつづられており、徐公直が義空と離別して数年経過し、舎弟たる徐
公祐が唐に帰国して義空の芳音を伝え耳にした、また先に徐公祐は患
曹とともに日本へ向かった、としている。そして礼物に越綾一疋ほか
を献上していた。この越綾一疋について十月二一日付徐公祐の書函⑧
の追伸部には、

家兄書中有綾一疋、被官中段（高木論文「收」）市、出不得、今
将百和香十両充代後処、伏望照察、謹空

とあって、官に強制購入されていた。この書函により徐公祐は仕方な
く別物で代替している様を伝えるが、その間に先の五月二二日付の書
函より五ヶ月経過している。それは六月三〇日付徐公祐書函⑨の追伸

部に、

家兄亦有状及信物、候官中開庫附往、謹空

とあって、「官中が庫を開くのを候」っていたためであろう。この書
函⑨には「六月五日より明世（高木論文「州」）を発し、廿日に至り
て此の館中に到り、且く平善を蒙る」とあって、徐公祐が六月二〇日
に鎮西府鴻臚館に到着していたことが分かる。つまり六月五日に明州
を出帆した徐公祐は六月二〇日に鴻臚館に到着した。その際に五月二
二日付の兄の書函と礼物も将来したが、日本側の対応を待ちつつ、ま
ず来日の由を六月三〇日の書函で義空へ告げた。のち書函⑩本文に、
即此公祐在客之下、諸弊可悉、前月中京使^至、竟謝垂情、特賜札
示。

とあるから、九月に京からいわゆる唐物使が大宰府鴻臚館に到着した
が、兄の礼物の越綾が官没されたことを十月二一日付の書函⑩で伝え
ていたとみなされる。よってこの一連の書函は大中六年（八五二）の
ものと見てよいだろう。そして、書函⑩と同日の日付である徐公祐か
ら甥の胡婆宛書函⑪も同年と考えられる。

この胡婆という人物は徐公直の息子で、在日中に童子を必要として
いた義空のもとへ徐公直が駆使の任として遣わされていた。徐公祐がこ
の胡婆に宛てた書函⑪では、

別汝已久、情念殊深、吾六月初発明世（高木論文「州」）、廿之到
鴻臚館、；汝在彼如何、家中将渴衣服来与汝、々且辞和尚、暫来
鎮西府、一転不妨多日、見汝在即餘留面処分、

としたため、義空とともに京に滞在する胡婆に一目会いたいとの情を述べている。このことから胡婆が義空の下に赴いたのは、この書函が書かれる以前、つまり大中六年（八五二）六月三〇日以前となる。

では次にその書函③に「自往年舍弟随尊禅东行、達於彼国」と見える徐公祐と惠尊が日本に来たのはいつのことであろうか。結論的に言えば大中三年（八四九）の秋のことであろう。徐公直から義空宛ての書函①は先述のように大中三年五月二十七日にしたためられたものであった。また本文中に「今秋舍弟重ねて行き、相い煩うこと頗る深し、…謹んで舍弟往くに因り状を奉ず」とあるから、この書函は秋に来日した徐公祐によってもたらされ、その徐公祐が来日の由を記したのが九月十一日付書函③であろう。そしてこの時、惠尊は徐公祐とともに帰朝し、大中三年六月七日付書函④（「曹闍梨至枉、手字、兼惠方物」）、三月二十九日付書函⑦（「…尊供奉至得書、…因尊供奉廻信」）、五月二十七日付書函⑧（「…尊和尚至、伏蒙思念、不忘速賜存問、并惠及名席、…謹因曹和尚廻」）、月日欠書函⑩（「曹闍梨到、蒙、書問、…謹因曹闍梨廻信」）を将来したのである。この時、大中二年十月十四日付書函⑤も同時にもたらされたと考えられる。

煩瑣になったので、以上の分析を時系列にしたがって整理することとしよう。まず八四七年（大中元・承和十四）七月八日に、徐公直・徐公祐と手紙を往来することになる唐僧義空が入唐僧惠尊に伴われて入朝した。京に至るや天皇・太后・貴族の尊崇を得たとされる。その後、日本での義空の様子や、また義空から中国に残してきた友人への

礼物を携えて惠尊は都合三度目の入唐を果たした。その後惠尊は中国各地をめくり、義空の日本における処遇を報告した。そして惠尊の報告を受けて、在唐の僧達は義空宛てに書函を用意した。雲叙からの大中三年（八四九）六月七日付書函④には、

吾人在彼、雖是異域、行於大法、利物為心、沾（高木論文「沾」）濡品類、彼此豈殊、況承国恩、渥沢稠疊、亦人間盛事也。

とあり、また法満からの月日欠書函⑩には、

毎聞、彼国々王太后崇敬仏（高木論文有法）、善名流注於他邦、人第有縁、衆皆賀喜。

と義空の日本における成功を聞き称賛している。なお、この歳に徐公祐は日唐間を一往復している（書函①）。そして翌八四九年（大中三・嘉祥二）秋に惠尊と徐公祐は書函①・④・⑦・⑧・⑨（書函⑧と同日であるからこの時将来されたと思われる）・⑩・⑪を将来した。またこのとき、徐公直の子息である胡婆も同伴し、義空の駟使となるために来朝した。このことに関して『統日本後紀』嘉祥二年（八四九）八月乙酉（四日）条に、

大宰府馳駟言上、大唐商人五十三人、多賫貨物、駕船一隻來著。と記してある。おそらくこの度の徐公祐・惠尊・胡婆などの来日を伝えたものであろう。

来朝した徐公祐は大中三年（八四九）閏十一月二十四日の書函⑤を義空へしたためており、この八月に来着してそのまま滞在したと見られる。また徐公祐十月十五日付書函⑫には、

義空書函群年表

年月日	事項	齎された書函
847・7・8	惠萼、義空・玄昉を伴って帰朝	
848	徐公祐日唐間を往復す (①) 惠萼、三度目の入唐す	
849秋(8月?)	徐公祐・胡婆・惠萼来日す (①・⑬)	①・②・④・ ⑦・⑧・⑨・ ⑩・⑪
849・9・11	徐公祐、義空へ書函をしたためる (③)	
849・10・15	徐公祐、義空に胡婆の世話を願う (⑮)	
849・閏11・24	徐公祐、義空よりの手紙に謝辞を述べ、礼物を沿える (⑭)	
850	徐公祐帰唐するか (⑮)	
852・6・20	徐公祐来日す (⑯)	⑬
852・6・30	徐公祐、義空 (⑯)・胡婆 (⑰) へ書函をしたためる	
852・10・21	徐公祐、義空に胡婆を大宰府へ寄こすよう願う (⑱)	

其胡婆、伏承々和尚慈悲収教、此子每事癡愚、無一所解、伏望日夕勤与提将、他日併謝、或明年帰唐、此時道途遙阻、客程有限、不及面礼辞、

と義空へ胡婆を宜しくと頼んでいるから、同八四九年のものであろう。またここには翌年に唐に帰ることも伝えている。いつ帰唐したかは史料上不明だが、この書函の予定だと、八四九年秋に来日し翌年に帰国

することになっており、徐公祐は半年近く滞在していたものと思われる。

その後、徐公祐は大中六年(八五二)六月二〇日に三度目(書函上に限り)の来日をした。また来日して十日後の六月三〇日に義空と胡婆に書函⑯⑰を用意し、鎮西府に胡婆が来るよう催促していた。ところが十月二一日付書函⑱によれば、それも叶わなかったようである。この渡海の際に兄徐公直の書函⑲を持ち来たり、併せて吾が子である胡婆の世話を見てもらっている徐公直から義空へ礼物を用意したが、うち越綾一疋が九月に恐らく唐物使に強制購入されてしまい、他物で補ったことを伝えている(書函⑲)。

以上、徐公直に関連する書函の整理によって、唐末の海商に関して実に様々なことが判明する。以下に検討してみよう。

Ⅲ 大宰府鴻臚館と海商

書函上では三度にわたり日唐間を往来した徐公祐は、二度目の来日時におよそ秋(八月)に来日し、長くて半年近く滞在し、翌年に帰国した。八四九年の二度目の来日時には見えないが、八五二年の三度目には鴻臚館に滞在している(書函⑰「廿之至鴻臚館」)。この度の滞在は六月二〇日から少なくとも十月二一日の四ヶ月間にわたる。大宰府鴻臚館は、もと筑紫館と呼ばれた蕃客饗饗の客館であり、かつ遣唐使や入唐僧の宿泊所となっていたことは多言を要しない。

この大宰府鴻臚館の唐商利用の開始時期に関しては諸説ある。松原弘宣氏は唐商人の鴻臚館利用を史料上の初見から貞観四年（八六二）と判断する。⁽¹⁵⁾これに対して、渡辺誠氏は『文徳実録』仁寿四年十二月二十二日中の承和五年の記事「近者大宰鴻臚館、有唐人沈道古」を分析して、承和五年（八三八）まで廻りうることを主張するもの、田島公氏はこの「鴻臚館」の語の使用について、『文徳実録』編纂時（元慶三年、八七九）の知識による書換えの可能性を示唆している。⁽¹⁶⁾ゆえに徐公祐の書函から、八五二年に徐公祐の大宰府鴻臚館の利用が知られたことは比較的早期の例として重要であろう。

また先にも見たように、徐公祐は大中六年（八五二）六月二〇日に鴻臚館に到着し、「官中が庫を開くのを候」っていた。このことに関しては『日本三代実録』元慶三年（八七九）十月十三日に、

先是、府司申請、毎唐人来、募貨物直、借用庫物、交関畢後、以砂金、准官給綿、惣計返納。

とあって、唐の海商が渡来した場合の「貨物」購入に当たっては、大宰府の「一庫物」で代納したと伝えている。上記の徐公祐の場合も、大宰府庫が開くのをまち、開いたのち他の商人たちと将来した「貨物」を交易したと考えられる。そして実際に徐公祐と朝廷側との交易が見られたのは、三ヵ月後の九月であり、「前月中京使至」とあって、京より使者が訪れ、兄徐公直が義空へ届けさせた越綾が強制購入（「被官中段市」）されてしまっている。こうした一連の流れは、まさしく唐商人が鴻臚館にいたると、大宰府がその報を朝廷へ告げ、朝廷はそ

の報を受けて唐物使を派遣して「検領」（検査・選別及び登録、朝廷への報告・京進）・「和市」（値段を交渉して決める交易）する様を髣髴とさせる。唐物使派遣の開始時期は、ちょうどこの九世紀後半ごろと推定されている。大宰府に派遣され始めた唐物使の交易方法について田島公氏の所論を参考に掲げると、

先ず大宰府が「大唐商客」が来航したことを朝廷に言上してくと、もたらされた「貨物」を「検領」し「和市」の事を行わせるため、藏人所より藏人と出納を一人ずつ大宰府に遣わした。……そして使は「唐物」を「検領」して、内裏に参上し、その後、更に藏人所は出納一人を派遣して、その「賜直」（代価）を「大唐商客」に弁済し、その結果は太政官から天皇に奏上された。⁽¹⁷⁾

というものであった。よって、徐公直の越綾に対する強制購入（「被官中段市」）は、おそらく唐物使の到着を待って「検領」したのち庫を開き、大宰府庫物の代納によって「和市」が行われたことを指すと思われる。

ただ到着してから唐物使派遣にいたるまでに三ヶ月を要しており、私人による先買が横行する契機を与えたことを窺わせる。『類聚三代格』卷十八、夷俘并蕃人事の天長八年（八三一）九月七日付太政官符に、「愚闇の人民」が新羅人と高値で取引し、家産をつぶす者が多いため、

宜下知大宰府嚴施禁制、勿令輒市。商人来着、船上雜物一色已上、簡定適用之物、附驛進上、不適之色、府官檢察、遍令交易。其直

貴賤、一依估値。若有違犯者、殊處重科、莫從寬典。

と禁制を出している。この場合は新羅海商の民間交易を禁じ、「適用の物を簡定し驛に附して進上し、不適の色は府官が檢察し、遍く交易せし」めており、ここでは大宰府官が先に見た「検領」にあたるよう命じている。こうした禁令にも関わらず、朝廷に先駆けて交易する者が絶えず、『日本三代実録』仁和元年（八八五）十月二十日に、

先是、大唐商賈人、著大宰府。是日、下知府司、禁王臣家吏及管内吏民、私以貴直競買他物。

とあって「王臣の家吏及び管内の吏民」が高値取引し、競って交易しているのを禁じている。徐公祐の事例から察して、唐物使の到着までの数ヶ月に民間での私交易が見られたと思われ、『類聚三代格』卷十八、夷俘并蕃人事の延喜三年（九〇三）八月一日付太政官符には、
頃年如聞、唐人商船来著之時、諸院諸宮諸王臣家等、官使未到之前遣使争買、又郭内富豪之輩心愛遠物、踊直貿易。因茲貨物値直定准不平。

とあり、「諸院諸宮諸王臣家等」が官使の到着前に私交易を行っている様を伝えている。

このように、義空宛書函群より鴻臚館交易の実態が判明し、筑紫鴻臚館の中国海商の利用や唐物使による交易を八五二年という極めて初期の例として確認できた。つまり徐公祐の渡来したこの九世紀中期は、東アジア海域の東端で日本の公的窓口であった大宰府が中国海商の渡来に直面し、大宰府鴻臚館における中国海商の安置供給・唐物使の派

遣という新局面を迎える時期にあったのである。よって、この書函の持つ歴史的意義も改めて捉えなおす必要があるだろう。

IV 両浙地域と海商

i 蘇州と海商

大中三年五月二七日付書函①は徐公直から義空へ宛てたものだが、その中で徐公直は自らを「婺州衙前散將徐公直」と名乗っていた。またその三年後の大中六年五月二二日付の書函②では、「蘇州衙前散將」としている。またその翌年の八五三年（大中七・仁寿三）に円珍が蘇州で徐公直の看病を受けたとき、その肩書は「蘇州衙前同十將」であった。この衙前散將等の衙職について、渡辺孝氏は安史の乱以後の藩鎮体制下において衙前は藩軍内の地位を示す位階・加号として形骸化が進んでいたことを明らかにされている。徐公直の例に見る衙前散將・衙前同十將とは藩鎮や州における有名無実の形骸化した衙職であるが、こうした衙職を商人が帯びて商業活動を行っていたことも石井正敏氏によって指摘されている。さらにまた、衙職を帯びて「回易」や「知市」するといった衙職の商業に関わる吏職化が見られることも渡辺氏により提示されており、商人の衙職確保による商業活動は、上記の衙職形骸化と衙職の吏職化を一面において共ながらに促進したことと思われる。徐公直は衙前散將を帯びながら弟を日本に派遣し交易に携わらせるなどの商業活動を行っており、唐末の衙職を考察する上でも重

要であるが、ここで問題としたいのは大中三年に婺州、大中六年に蘇州の衙前散將となっていることである。以下この点について見ておきたい。

大中六年五月二日付徐公直書函^⑩に「蘇州衙前散將」を確認するが、同年に書された六月三〇日付胡婆宛徐公祐書函^⑪には、

州宅中婆万福、汝父母並万福、弟妹已下亦蒙平善。

と見えていて、蘇州に宅地を設けて徐公直とその母、徐公直の妻、子息で胡婆の弟妹の家族で生活していた。また翌大中七年に門珍が蘇州の地で罹病した際のこととして、

便至蘇州、縁疾寄宿衙前同十將徐公直宅、直尽力看病（「天台宗

延曆寺座主門珍伝」『続群書類従』巻二二二）。

とあるから、徐公直が蘇州に居宅を持っていたことは間違いない。さらには、大中六年六月三〇日付徐公祐書函^⑫に、

公祐、蘇州田稻三二年全不收、用本至多、因此困乏。

と記して義空への「貨物」が少ないことの断わりとしている。ここから、徐一族は蘇州において田土を保有していることが分かり、かつ大中六年の二・三年前の収穫が無に等しかったことを伝えている。

唐代後半期以降の蘇州周辺では、微高地や低地での農田開拓が進んでいた。とくに低地の水辺・水域では、強度の湿地であり常習的に冠水を被る湖田・圩田などの新田開発が進んでいたとされる。しかしながらその新田は年々の出水状況が作付けの可否を決定する不安定な段階にあり、かつ農業水準も浙東地域などの河谷平野・支谷・扇状地

（古田）に比べ粗放な水準にとどまっていた^⑬。施肥もほとんど行われず、潮汐灌漑による養分の補給等によって地力の再生産が可能な段階であったとされる。また、微高地についても、農地の水分補給に不安定で、すぐに旱田化してしまう段階であった。このような蘇州近傍の田上の状況について北宋の熙寧三（一〇七〇）年に昆山出身の鄭亶は、神宗皇帝に上書し、以下のように説明する。

蘇州五県、号為水田。其实崑山之東、接于海之隄隴。東西僅百里、南北僅二百里。其地東高而西下、向所謂東導於海、而水反西流者是也。常熟之北、接于北江之漲沙。南北七八十里、東西僅二百里。其地皆北高而南下、向所謂欲北導於江、而水反南下者是也。是二処皆謂之高田。而其崑山墾身之西、抵于常州之境、僅一百五十里。常熟之南、抵于湖秀之境、僅二百里。其地低下、皆謂之水田。高田者常欲水、今水乃流而不蓄、故常患旱也。……水田者常患水、今西南既有太湖數州之水。而東北又有崑山常熟二縣墾身之流、故常患水也（『呉郡志』卷十九、水利上）。

鄭亶によれば、蘇州の田には「高田」と「水田」の二種類ある。このうち、高田は蘇州東の濱海部と北の臨江部に分布し、農業用水を貯水しないために旱害を被ることが多い。また水田は濱海部から西行して常州界にいたる部分と常熟の南の湖州・秀州にいたる部分に分布するが、排水路が整備されておらず、水害を被るといふ。こうした蘇州における水害と旱害が併発することに対し、鄭亶は蘇州管内において縦横に水路を建設して、災害を防ぐことを上申していた。鄭亶の語る蘇

州は宋代における状況であるものの、唐代の状況を考える上でも十分参考になる。ここに見られる高田・水田は、先に見た微高地および低地での田土に対応する。蘇州近傍における田土の作付けは常習的な水・旱害によって極めて不安定であったことが読み取れるだろう。

しかしながら濁潮による泥砂堆積や塩害に見られた防潮堤の再建・塘路の形成にともなって、一方で農田開拓が進んでいたことも確かであろう。徐一族は海上交易に携わりながら、その利潤を新開拓の農田に投資していたと見られるが、浙西地域の低地農田における収穫の不安定も、この書函から同時にうかがうことができる。

東アジア海域から蘇州を眺めると、まず蘇州城の南を流れる呉淞江がその出入口としてあった。『入唐求法巡礼行記』大中元年（八四七）六月九日に、

得蘇州船上唐人江長・新羅人金子白・欽良暉・金珍等書云、五月十一日、從蘇州松江口發往日本國。

とある。この蘇州船は二日に葉州へと向かい、九月二日に円仁を乗せ朝鮮半島沿いに日本へと出帆している。また三月二十九日付義空宛志円書函⑦には「自從崑山一別、早逾數載」と記して、義空が日本に旅立つに際し、志円と崑山で最後の別れをした。崑山は蘇州城の東に位置し、やや南を呉淞江が流れる。ゆえに、塩官呉靈池寺の義空は八四七年に塩官から運河に出て北上し、蘇州城から呉淞江を下って出帆したと見られる。その折、蘇州城下で徐一族と面会したのであろう。

ただ、惠尊が義空をつれて帰朝したのは惠運をともなった張文（友

信等の船であることは、『続日本後紀』承和十四年（八四七）七月八日に、

天台留学僧円載・謙・徒・仁・好及僧惠尊等、至自大唐、上奏円載之表状、唐人張友信等四十七人、同乘而來著。

とし、『入唐五家伝』安祥寺慧運伝に、

即大唐大中二（一の誤り）年歲次丁卯夏六月二十二日、乘唐張支信・元淨等之船、從明州望海鎮頭上帆。

とあることによつて明らかである。義空が張支信船で来朝したとすれば、張支信船は崑山或いは蘇州を出発してのち沿岸を南下し、明州望海鎮へと向かったのであろうか。

呉淞江は当時長江デルタの最大河川であったが、先に見たように感潮による河口の淤塞が進行しており、海域への出入口としては不安定であったと思われる。河口の淤塞現象は、平底の河船は別として、少なくとも一定の船脚を必要とする尖底海船に座礁を導く。ゆえに、徐々に進行する河川の淤塞も手伝い、唐宋時代に呉淞江が国際交易の窓口となることはなかった。上記の八四七年に蘇州を出発した新羅商人金珍の「蘇州船」は沿岸を北へ走り山東半島の登州赤山浦で逗留し、また同年に蘇州を出発したと思われる張支信船は南下して明州望海鎮から大洋へ出発しており、蘇州から直接に海域へ出ることはほとんどなく、登州赤山浦や明州望海鎮からの海路を取ったのである。

以上のように、九世紀の蘇州は運河や呉淞江を導線として海域と連繋しており、衝職などを得た海商に海上交易を担う契機を与えていた。

『元和郡県志』記載両浙諸州戸数表

浙 西 道			浙 東 道		
州名	開元戸数	元和戸数	州名	開元戸数	元和戸数
潤州	91,635	55,400	越州	107,645	20,685
常州	96,475	54,767	婺州	99,409	48,036
蘇州	68,093	100,808	衢州	62,288	17,426
杭州	84,252	51,276	処州	33,278	19,726
湖州	61,133	43,467	温州	37,554	8,484
睦州	55,516	9,054	台州	50,000	?
			明州	—	4,083

また、海商は長江デルタの成長に伴った新田開発の担い手としても登場し、結果として浙西地域の都市や農田の開発を促進したのである。唐後半期以降の蘇州は、近隣諸州の人口が減少するなかひとり増加傾向にあり、開元（七一三—七四二）年間の戸数は六万八千九十三、元和（八〇六一—八二〇）戸で十万八百八を数えた（表を参照）。九世紀中葉の数字を伝えるとされる『呉地記』の蘇州城下の戸数は、呉県・長洲県合わせて六万二千六十一と、ほぼ蘇州管轄内の半数近く占めている。

中には中原地方から多くの貴族官僚が移住したことによる増加が含まれるが、加えて徐公直のような海商が蘇州に拠点を設け、新田開発に携わるなどによる人口増加も含まれるであろう。ただ、次なる問題として、大中三年における徐公直の肩書きが婺州衙前散將と見えることである。次節で検討したい。

ii 婺州と海商

婺州は浙東地域の内陸山間部に位置し、州城の置かれた金華周辺には金衢盆地が東西に展開する。山間・盆地を縫ってくだる東陽江を主要水路とし、東陽江はやがて蘭溪と合流し錢塘江を形成する。また婺州北辺から北へくだる浦陽江に船を流せば、越州の諸暨県をへて越州城へと向かうことができる。唐後半期の行政管轄は浙江東道觀察使に属した。浙東地域は現在では杭・湖州も含めて「七山一水二分田」と称されるほど全体的に丘陵山地が広く分布する自然景観を呈するが、婺州はその中心部に盆地が展開する特徴を持っている。

先に見たように徐一族は大中六年（八五二）には蘇州に居宅を構えている。そして、その年を三年さかのぼった大中三年（八四九）五月二七日付書函①で婺州衙前散將を名乗っているが、その書状には、自田三郎至於此土、公直忝為主人、然雖寂寥、州郡每事相奉、淮南崔僕射及太原王司徒、皆荷遠献之息（高木論文「恩」、具事文奏、摩俗惟忻（大谷本作折）躍、共談善焉。

と記してある。ここにみえる田三郎は田口円覚であり、八四〇年に入唐した（『円珍入唐求法目録』）。そこには、その田口円覚が入唐してから徐公直はその接待主となっていたこと、州郡の長官は事あるごとに円覚を訪れ、淮南節度使崔鄂（八四七—八四九在任）や太原の河東節度使王宰（八四四—八五〇在任）が遠くからの書状（あるいは贈物）を円覚から受け、その恩に感じて書状をしたためたことを伝える。田口円覚は入唐後、久しく五臺山にとどまっていたとされるが、八五五

年六月八日に円珍と長安崇仁坊で面会するまで消息は伝わらない。書面に登場する太原の河東節度使はその管轄下に五臺山を抱える。田口円覚と王宰の繋がりには、田口円覚の五臺山巡礼時に求めることができ。その田口円覚が錢塘江を遠く遡った山間の盆地である婺州で徐公直に接待を受けたとは考えにくい。もし田口円覚が婺州で接待を受けたとなると、三年経つうちに蘇州へ徐公直は一家を連れて移住したことになる。また、大中三年にすでに蘇州で生活していたと考えることもできるので、明解を得ず後放を俟つほかない。いずれにせよ、徐公直は婺州出身で、やがて蘇州に移住したと考えるもよさそうである。

ところで、当時海上交易に関わる海商に婺州出身者が他にも見られ、円珍に尽力した詹景全が知られる。詹景全は日唐間を五回以上行き来した海商だが、「天台宗延曆寺座主円珍伝」などは「婺州人」と記す。ところが、円珍「台州公驗請状」には、「越州商人詹景全」と見える。この問題も、先の徐公直と同様に婺州出身者が越州を商業活動の拠点にすえ、海上交易に携わったものと考えられる（越州については後述）。また李達なる人物も円珍ゆかりの海商として史料に散見する。いま摘出すれば『上智慧輪三藏書』には「婺州永康門徒李達」と見え、また『智証大師年譜』には「是歲（元慶五、八八一）、大唐婺州人李達字処芳付張蒙舶贈大藏闍本百二十卷」とある。八五八年に円珍帰朝船（李延孝船、次章参照）に同乗し、鴻臚館で詩文の贈答をしたことでも知られる（『唐房行履録』巻下「風藻餞言集」）。婺州永康県を本貫とする李達は、李延孝や張蒙船で日本に赴いていた。

唐代の婺州は人口流入にともない農田開発が進められていた。『文苑英華』巻八〇〇、李華「衢州刺史厅壁記」に婺州の隣州のことを伝えて、

去年江湖不登、茲境稍穰、故浙右流離、多就遺粟、凡增万餘室、而不為衆、異越地卑、而此方高厚、居者無疾、人斯永年。

とあって、不作のなか衢州周辺は豊穰であり、浙東地域の飢えた流民は多く流入して余った稲を手にした。そうした流民は万餘を数えたが、それでも多しとしない。異越の低地に比べ、衢州近辺は高地であり、人々は憂いもなく永住したとする。衢州は婺州と盆地を同じくする。

この壁記は宝応元年（七六二）十二月二日に作成されたもので、八世紀後半に金衢盆地への流入が見られたようであり、比較的近い天寶年間（七四二―七五六）の婺州戸数は十四万四千八十六（『旧唐書』巻二十、地理志）を数えた（衢州は六万八千四百七十二戸）。

婺州は、秦漢時代の早くから開発が進められつつも、保水力に乏しい土壌の質のため溜池灌漑が広く展開していたが、唐代においてはその溜池のほか、堰を利用した灌漑も見られる。貞観中（六二七―六四九）に刺史となった厲文才は東陽県の居宅の東に堰を開いた。

唐貞観間、刺史厲文才、卜居山之西。……又於宅之東隅、開渠千餘丈、引溪流灌漑田伯（百カ？）餘頃、号都督堰、為利甚広、民到于今受其賜。（淳祐元年〔一二四一〕・厲模「宋厲山夏厲記」『兩浙金石志補遺』）

とあるように、その利益は南宋時代でも享受されたという。ほか大中



[九世紀兩浙地域図]

* 『中国大地図』(1973)をもとに製図。河川については、『中国歴史地図集』に基づき改めたところがある。

年間（八四七―八六〇）に永康県に県令となった顧德藩は堰を三ヶ所に設けて日照や長雨に備え（明・『金華府志』卷十四、本府宦蹟）、また、

任公廟 在県西長安堰上。唐光化元年邑人任留築堰、溉田萬餘畝、上配以五代周鮑二使君、三人皆勤勞於堰者。（明・『金華府志』卷二三、祀典）

とあって、光化元年（八九八）に任留は武義県に堰を設け、以後五代にわたって利用され続けている。このように堰の利用も見られ、いわゆる古田の開発は進められていた。しかし、婺州における農田生産力は宋代に一定限度に達したとされ、宋代では戸数が、唐代天宝年間とほぼ同数の十四万程度で頭打ちとなり、他地域への人口流出が見られるようにもなる。史料の問題もあるが『元和郡県志』に載す元和年間（八〇六―八一〇）の戸数が四万八千三十六戸であることを参考にすると、九世紀ころから一部に人口流出も考えられよう。あわせて元和年間の初めには深刻な日照によって餓死者が続出し、七・八割の人口減に見舞われたという（韓愈「故江南西道觀察使贈左散騎常侍太原王公墓誌銘」『韓昌黎集』卷三三）。文に誇張が入っていると見られるが、深刻な旱害に見舞われ、人口が減ったことは確かであろう。よって、この九世紀前半において、婺州では人口圧や旱害などによる人口流出が起こっていたことを想定できよう。そして徐公直を初めとする婺州出身の海商が蘇州や越州を拠点としていたことを想起すれば、八・九世紀における婺州の人口圧や自然災害による人口流動が、人びとを海

上交易の場となる都市への移住へと導引したのではなからうか。

V 東アジア海域と浙東地域

前章のように、婺州出身の徐公直や詹景全は当時の一大都會である蘇州や越州へと赴き、海上交易に携わっていた。最後に、越州を中心とする浙東地域と海上交易の有り様を考察しておきたい。

九世紀半ば頃より、浙東地域の各地で海上交易の痕跡を見ることができ、すでに開元年間（七一三―七四一）の孫逖「送裴參軍充大稅使序」（『文苑英華』卷七一九）に、

越、會稽郡者、海之西鎮、國之東門、都會蕃育、膏肆兼倍、故女有餘布、而農有餘粟。

と見えていて、會稽郡（越州）は海上の西方に鎮座し、國家の東門であるとし、その繁榮の様を伝えている。また、『唐會要』卷七八、諸使雜錄上に、

（元和十四年「八一九」）八月、浙東觀察使薛戎奏、……今當道望海鎮、去明州七十餘里、俯臨大海、東與新羅・日本諸蕃接界。

とあり、浙東地域の東は新羅や日本などの諸蕃と境界を接しているとの認識を示している。このように、海上交易が盛んとなる以前から浙東地域、特に越州は海上の出入口であるとの認識が見られる。やがて浙東地域のうち海上交易が見られるようになるのは、錢塘江南岸の平野部・東海岸の河口平野部の諸都市であった。

『日本紀略』弘仁十年（八一九）六月十六日に、

大唐越洲人周光翰・言升則等乘新羅人船來。問唐国消息、光翰等
 対曰、己等遠州鄙人、不知京邑之事。但去元和十一年、円洲節度
 使李師道反、所擁兵馬五十万、極為精銳。

とあるのが、日本に來朝した越州商人の初見である。そして「越洲人周光翰・言升則等」は新羅船に乗り日本に赴き、かつ円洲（青州）節度使李師道の反乱を伝えている。当時の山東半島が新羅海商の交易圏内に含まれていたことを考えると、越州商人の周光翰・言升則等は乗船地は不明だが新羅船に乗り、山東半島から朝鮮半島を経て日本に向かったと考えるのが妥当である。とはいえ、越州商人が海上に乗り出したことは、後の詹景全等に見られる越州商人の交易活動を牽引したことは確かであろう。

越州が海上交易の拠点となるには、東に位置する明州の整備が進められる必要があった。七三八年に越州から明州が独立するが、州治は鄞江上流の小溪（旧鄞県治）に置かれていた。海域との結びつきが確實なものとなったのは、七七一年に鄞県治が三江口に移動したのち、八二一年に明州刺史韓察がその三江口を州治としてからである。八二三年には刺史応彪が州治東面の奉化江上に浮橋（のち東津橋）を建設するなど、交通網の整備が進められ物流が促進された。三江口に置かれた明州城は八九二年に羅城が建造され、その威容を整える。こうして明州城を中心に、東は甬江をくだって望海鎮より海域へ抜け、西は慈溪を遡って越州へと向かう交通網が九世紀前半に形成されたのであ

て、九世紀後半に見える海上交易の場としての越州、延いては錢塘江河口を用意したのであった。浙東地域が海上交易に応じて地域が再編成されていく様をここに見ることができる。

やがて、中国江南沿岸部の河口平原部に位置した台州城・温州城も海上交易に参画するようになった。温州城はその北を流れる甌江が城下まで海潮にさらされるため、海船の入港が容易であった。そのような特徴は江南の諸港（福州城・泉州城など）に普遍的に見られる。台州は他の諸港に比べ幾分内陸に位置するが、宋代には靈江の海潮遡上による城壁崩壊が見られ、城下も感潮地域にあった。そのような諸港は海船停泊に有利であり、海上交易の拠点となる条件を当初から持っていた。

港としての台州の初見は、円珍の帰国に際してである。「太政官給公驗牒」には、

（八五八年）六月八日、辞（台）州、上商人李延孝船、過海、十日七日申頭、南海望見高山、十八日丑夜、至止山島、……十九日平明、傍山行至 本国西界肥前国松浦県管晏美楽崎、天安二年六月廿二日、廻至大宰府鴻臚館。

とあり、渤海商人とも言われる李延孝の船が台州を出発していた。また『日本三代実録』元慶元年（八七七）八月二二日には、

先是、大宰府言、去七月廿五日、大唐商人崔鐸等六十三人、駕一隻船、來著管筑前国、問其來由、崔鐸言、從大唐台州、載貴国使多安江等、頗賣貨物。六月一日解纜、今日得投聖岸。是日勅、宜

依例安置供給。

とあって、台州から崔鐸などが多安江（豊後介正六位下多治真人安江）を同船させて来朝している。この船は六月一日に鱸網を解き、七月二十五日に大宰府に到着している。二ヶ月弱もの間隔があり、別港に寄っている可能性が考えられる。

温州に関しては、著名な『菅家文章』巻十一「奉勅為太政官報在唐僧中瑾牒」、

牒。奉勅省中瑾表悉之。久阻兵乱、今稍安和。一書数行、先憂後

喜。……来状云、温州刺史朱褒、特發人信、遠投東国。波浪眇焉、

雖感宿懷、稽之旧典、奈容納何、不敢固疑。中瑾消息、事理所至、

欲罷不能。如聞商人說大唐事之次多云、賊寇以来、十有餘年、朱

褒独全所部。……寛平六年（八九四）七月廿二日左大史云云。

および同巻九「請令諸公卿議定遣唐使進止状」に、

右臣某、謹案在唐僧中瑾、去年三月附商客王訥等所致之録記、大

唐凋弊、載之具矣。……寛平六年九月十四日 大使参議勘解由次

官従四品下兼守左大辨行式部権大輔春宮亮菅原朝臣某。

とある。八九三年に在唐の僧中瑾から書状がもたらされ、唐の凋落が

伝えられ、菅原道真が遣唐使の可否を論じた史料だが、唐末の温州刺

史朱褒が僧中瑾・商人王訥を介して日本と連絡を持とうとしていた。

ここに見える温州刺史朱褒は、『呉越備史』（四部叢刊本）巻一に付す

朱褒伝によれば、唐末の乱に乗じて兄と温州を乗っ取った人物で、兄

の死後は自ら州刺史となった。性格は強悍とされるが、仏教には礼を

もって接した（『宋高僧伝』巻二十五、梁温州大雲寺鴻楚伝）。朱褒は日本僧の中瑾を手厚くもてなしたと思われるが、ただ八九三年当時、浙東地域では、唐朝に叛旗を掲げた劉漢宏が破れ、代わってまた偽国を建てた董昌が勢力を構築しつつあり、朱褒も董昌側に付いていた。だが北の台州や明州は、浙西節度使となった錢鏐（のちの呉越国の建国者）側に付き対立姿勢を見せていた。このような情勢を勘案すると、朱褒が託した王訥船は明州の舟山列島を経由せずに、直接大宰府へと向かったかもしれない。

以上のように九世紀の後半には浙東地域の河口平野部に立地する台州城・温州城などが海港として見えるようになり、ここでは詳しくは触れないが明州城（明）も含め浙東地域が海域に連繋し、海域の窓口として地域編成されていく様子がうかがえよう。同時に商人たちの活動も活発化する。越州商人は日本に赴き（前述周光翰・言升則、詹景全など）、盛んに交易を行ったと思われるが、また越州商人は蘇州にも商船で赴き、商業を営んでいた。『宋高僧伝』巻七、唐越州応天山寺希円伝に、

光啓中（八八五―八八八）、属徐約軍乱、孫儒略地、呉苑俶擾。

円由通玄寺附商船、避地于甬東。其估客偕越人也。

とあり、希円は蘇州城内北辺の通玄寺（俗称北寺）から越州商人の商船に乗って、明州東の甬東（舟山列島）へと逃れている。ここに、越州商人が銭塘江河口を縦断して蘇州間を往復し商業を行っていた様を見ることができよう。

このような浙東商人の旺盛な海上交易活動は、新羅商人の活動範囲

内へと浸透し、やがて交易の主導権は新羅商人から中国商人へ移行したとされる。この問題について最後に触れ、本論の末としたい。

張保皐の海上覇権はその死によって分解し、統率下にあった海商は「海賊」と化し、その対応として八四二年に日本朝廷は新羅商人による大宰府鴻臚館の利用を制限した。一方で大宰府により「唐客」と認定された海商は、鴻臚館に安置・供給され、交易の機会を獲得した。徐公祐もその一人である。その際に、「唐客」であることの身分証明・渡海証明等書類の提出とその審査が推測されている。その発行主体について、やはり推測を重ねることになるが円珍の台州過所や、先の温州刺史朱褒の保護を受けたと考えられる王訥の事例、そして徐公祐を派遣した兄徐公直の婺州・蘇州衙前散将等を勅案すれば、そこに刺史権力による交付が考えられよう。各州刺史は海商に衙職を与え、また諸証明書の交付による交易の保障を付与し、一方で海商は交易による利潤を刺史へと回帰させるという互酬関係は、新羅商人も吸引して「唐商」を形成するようになった。その互酬関係は唐末五代の地域財政を形成する節度使蕃財活動の刺史権力版といえる。五代華北王朝下では刺史権力は藩道へと収斂されるが、浙東地域においてそれは、のちの呉越国へと収斂された。呉越国下では商人の蔣承勲・蔣褒などの来朝が確認され国王の信書を将来しているのも、刺史権力と海商の互酬関係の延長上に捉えることができる。その後、宋朝の市舶司体制による海商への公恩発給の集約化等、渡海制度の確立を見ることになる。また海商による渡海交易は、各地の僧をも運搬した。唐僧義空や日

本僧惠粵・円珍を想起するまでもないが、そこには商人と僧侶間における経済的関係（顧客関係・資本貸借・経営請負・経営保護・営業特権等）や、また商人たちによる職業倫理観としての浄土信仰の存在が指摘・示唆されている。経済的・信仰的関係に基づき海商は僧侶に渡海船を提供し、僧侶自身や仏典・仏像・仏具等の運搬を担ったが、そのことによって交易の信仰的保障（仏恩による渡海の保護）を得ることに加えて、また公的権力による保障も獲得されたのである。当時の浙東刺史に仏教崇拜が見られることは、先の温州朱褒や明州黄晟、また呉越国建国者錢鏐の例が示している。刺史や節度使などの仏教帰依・保護は、深甚な仏心によることもあるが、また僧侶と連繫した商人との結びつきの希求も顧慮にいれるべきであろう。このように、刺史と僧侶と商人の三者間に互酬関係が認められるのであり、それはのちの宋代にまで継承される東アジア海域における交易・交流の基本構造であった。

VI おわりに

『高野雜筆集』に混入した義空宛書函を通じて見えてきた九世紀における東アジア海域と海商について、最後にまとめておきたい。

九世紀の中国東沿岸部での沙漲現象の進行にともない、交易口は銭塘江河口へと南下する傾向にあった。その中で明州治は山裾から三江口へと移動し、海口と越州とが連結し、台州城や温州城も海港とし

て史料上に見えるようになる。こうして浙東地域の河口平野部は海上交易の舞台に上がる。一方その九世紀前半ごろまでに山間の婺衢州盆地に見られた人口流入は一定限度に達したようであり、その人口圧は蘇州や越州等河口平野部の大都市への移住を引き起こし、移住した商人は海外交易を担う契機を掌握した。そうした商人は節度使や刺史下で衙職を得て交易の公的保障を獲得し、海上へと乗り出した。それら浙東商人は新羅商人と同船する等の協力関係を構築し、やがて両者は日本史料に見える「唐商」として溶解し、鴻臚館交易を担ったのである。これに対し日本朝廷は、新羅商人の鴻臚館利用を制限したが、

「唐商」の鴻臚館利用と、京から唐物使の派遣という対応を取った。

それら海商は刺史権力と互酬関係を持ちながら、また仏門に帰依するなどして仏恩を希求し、かつ経済活動の基礎とし、一方で刺史権力と仏教界も相互の報酬関係を構築し、三者の互酬関係が構築された。

この関係性は海上交易・交流を把握する上で常に捉えておかなければならない問題である。

義空宛書函に登場した徐公直と徐公祐の兄弟は海商として活躍した一介の商人であるけれども、上記のような中国沿岸部や日本大宰府といった東アジア海域が大きく転換する九世紀半ばにおける刺史・商人・僧侶の関係を代表する人物として、歴史上に位置づけることができるだろう。

錢塘江河口という場に着目すれば、九世紀末に杭州城が港湾都市へと変貌し海口と大運河が杭州を中心に連結することで、国際交易口と

しての相貌を整えるにいたる。直接的な海港は明州であるが、この両都市が連結することによって、杭州を中心とした両浙地域の再編成が進んでゆく。それは呉越国時代を経て、次代の宋代市舶司体制下の両浙地域を用意する。約まるところ、蘇州や越州などの歴史の古い大都市を中心とした海上交易から、明州や杭州などの比較的新興の都市での海上交易へと九世紀を境に転換していくのであって、そこに並行して上記のような海商と河口域（浙東地域も含めて）の変容過程を捉えておくべきであろう。

【注】

- (1) 早くに木宮泰彦『日華文化交流史』（富山房、一九五〇）を初め多くの論著がなされ一々あげないが、山内晋次『奈良平安期の日本とアジア』（吉川弘文館、二〇〇三）の末尾に有用な目録が載せられているので、参照されたい。
- (2) 森克己『日宋貿易の研究』（国書刊行会、一九七五）
- (3) 山内晋次『中国海商と王朝国家』（前掲山内氏著書 第二部第二章）
- (4) 拙稿「港湾都市、杭州—9・10世紀中国沿海の都市変貌と東アジア海域—」（『都市文化研究』二、二〇〇三）
- (5) 浦生京子「新羅末期の張保皐の台頭と反乱」（『朝鮮史研究』十六、一九七九）
- (6) 本田治「唐宋時代・両浙淮南の海岸線について—（布目潮瀨代表）『唐・宋時代の行政・経済地図の作成研究成果報告書』一九八二）
- (7) 愛宕元「唐代の揚州城とその郊区」（『唐代地域社会史研究』同朋舎、一九七七）
- (8) 高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」（『高野山大学論叢』十六、一九八一—二）
- (9) 大谷大学博物館のホームページ・アドレスは、以下のとおり。
<http://www.obani.ac.jp/kyo-ikkan/museum/>
- (10) 太田次男「高山寺旧蔵本高野雜筆集平安末鈔本について」（『インド古典研究』六、一九八四）

- (11) 石井正敏「九世紀の日本・唐・新羅三国間貿易について」(『歴史と地理』三九四、一九八八)、佐伯清「唐と日本の仏教交流」(池田温編『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館、一九九二)
- (12) 前掲佐伯氏論文
- (13) 前掲高木氏論文
- (14) 大中六年六月は大の月である(『三正綜覧』によった)。また高木氏は胡婆の来日を大中六年のこととしているが、それ以前であることは本文のとおりであろう。また氏の根拠とされる書函⑩の「自往年舍弟随曹禪東行、達於彼国、常蒙恩煦、眷念之深、愧佩在心、未能陳謝、又兒子胡婆、自小童来、心常好道、阻於大唐、仏法裏否、遂慕興邦、伏惟和尚不棄癡愚、特賜駢使、此之度脱、無喻可陳」の箇所についても、末文は「伏して惟うに和尚は癡愚を弃せず、特に駢使を賜わる、此の度脱は、喻えて陳ぶるべからず」と駢使の任を与えられたことに謝意を表している。よって、この書函の書かれる以前に胡婆は来日していたと見てよく、「兒子」の前の「又」も「自往年舍弟随曹禪東行」と呼応し徐公祐・惠尊とともに来日していたと思われる。
- (15) 森克己「日宋貿易の端緒的形態」(『日宋貿易の研究』国書刊行会、一九七五)
- (16) 松原弘宣「鴻臚館交易について」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一〇、二〇〇一)
- (17) 渡辺誠「承和・貞観期の貿易政策と大宰府」(『ヒストリア』一八四、二〇〇三、四)
- (18) 田島公「大宰府鴻臚館の終焉 八世紀〜十一世紀の対外交易システムの解明」(『日本史研究』三八九、一九九五)
- (19) 前掲山内氏論文
- (20) 前掲田島氏論文
- (21) 渡辺孝「唐・五代における衙前の称について」(『東洋史論』六、一九八八)
- (22) 前掲石井氏論文
- (23) 渡辺孝「唐・五代の藩鎮における押衙について(上)(下)」(『社会文化史学』二八・三〇、一九九一・一九九三)
- (24) 足立啓二「宋代兩浙における水稻作の生産力水準」(『熊本大学文学部論叢』史学篇十七、一九八五・十)、草野靖「唐宋時代に於ける農田の存在形態―古田と新田―(上)(中)(下)」(『熊本大学法文論叢』史学篇三一・三三、一九七二・十二、一九七四・三、『熊本大学文学部論叢』史学篇十七、一九八五・十)
- (25) 北田英人「中国江南の潮汐灌漑」(『史朋』二四、一九九一・一)
- (26) 北田英人「八一―三世紀江南の潮と水利・農業」(『東洋史研究』四七―四九、一九八九)
- (27) 北田英人「中国江南三角州における感潮地帯の変遷」(『東洋学報』六三―三・四、一九八一・三)
- (28) 『異地記』に記す蘇州管轄下の全戸数は、十四万二千八百九十六戸。
- (29) 磯波護「唐宋時代における蘇州」(『中国近世の都市と文化』同朋舎、一九八四)
- (30) 前掲佐伯氏論文
- (31) 本田治「宋代婺州の水利開発―陂塘を中心に―」(『社会経済史学』四一―四、一九七六)
- (32) 前掲注二六本田論文
- (33) 栗承耀「隋唐五代時期的寧波」(『寧波古代史綱』寧波出版社、一九九五)
- (34) 小野泰「宋代浙東の都市水利―台州城の修築と治水対策―」(『中国水利史研究』二〇、一九九〇)
- (35) 林士民「唐・呉越時期浙東与朝鮮半島通商貿易和文化交流の研究」(『海交史研究』一九九三・第一期)、榎本涉「明州市舶司と東シナ海交易圏」(『歴史学研究』七五六、二〇〇一・十一)
- (36) 亀井明德「唐代陶磁貿易の展開と商人」(『荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史Ⅲ 海上の道』東京大学出版会、一九九二)、
- 「鴻臚館交易」(新版『古代の日本』第三卷九州・沖縄)角川書店、一九九一、
- 石井正敏「二〇世紀の国際変動と日宋貿易」(新版『古代の日本』第二卷アジアからみた古代日本)角川書店、一九九二)
- (37) 前掲渡辺誠氏論文
- (38) 拙稿「五代の道制―後唐朝を中心に―」(『東洋学報』八五―四、二〇〇四・三)
- (39) 前掲山内氏論文
- (40) 山内晋次「平安期日本の対外交流と中国海商」(前掲山内氏著書)
- (41) 拙稿「呉越国の首都杭州―双面の都市変貌―」(『アジア遊学』七〇、二〇〇四・十一)
- (42) 前掲拙稿「港湾都市、杭州」を参照。
- 【付記】
本稿提出後、同じ史料を扱った論文として田中史生「唐人の対日貿易」(高

『野雜筆集』下卷所収「唐人書簡」の分析から」（関東学院大学経済学会論集『経済系』二二九、二〇〇六年十月）が発表された。本稿と内容の重なる部分も多く、併せて参照されたい。

【06年7月25日受付、10月11日受理】

Report on the Maritime Merchants of the East Asian Sea in the 9th Century

YAMAZAKI Satoshi

The letters written by Kukai空海 were collected in "Koyazapittusyu高野雜筆集". Known early, this book includes letters addressed to Giku義空 which have no relation with Kukai. But, almost these letters lacked the year when they were written. By this result, the analyses of these letters haven't advanced yet. In this report, I try to analyze these letters, and prove historical facts in 9th century. Concretely, I pursue the activity of Xu徐 brothers appeared in these letters who were maritime merchants born in WuZhou婺州. And I find out the coming of Chinese merchants to Dazaihu Korokan大宰府鴻臚館 in Japan and the reactions of Japanese imperial court, and movements of the maritime merchants exchanging between China and Japan. Finally, I discuss that ZheJiang浙江 area was incorporated in East Asian Sea World, the maritime merchants, Buddhists and Chishi刺史 who were protectoral magistrates, started to reward each other.